

1 医療廃棄物の適正処理

医療廃棄物とは、医療関係機関等*¹から医療行為に関係して排出される廃棄物のことを言い、感染性廃棄物と非感染性廃棄物に分けられます。

感染性廃棄物のうち、廃掃法で指定されている産業廃棄物以外のものが感染性一般廃棄物で、「特別管理廃棄物」として、適正処理する必要があります。医療関係機関から処理の委託を受けた一般廃棄物については、次の事項に留意して処理してください。

* 1 医療関係機関等とは、病院、診療所（保健所、血液センター等はここに分類される。）、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、飼育動物診療施設、国又は地方公共団体の試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。）、大学及びその附属研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。）、学術研究又は製品の製造、技術改良、考案、発明に係る試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。）をいう。
（政令第1条、第2条の4関係別表第一の4の項）

（1）感染性廃棄物

感染性廃棄物は、「形状」、「排出場所」、「感染症の種類」の三つの観点から判断します。（P. 69「感染性廃棄物の判断フロー図」参照）

この三つの観点から感染性廃棄物に該当するかの判断ができない場合、血液等その他の付着の程度や付着した廃棄物の形状、性状の違いにより、専門知識を有する者（医師、歯科医師及び獣医師）によって感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とします。

なお、非感染性の廃棄物であっても、鋭利なものについては、感染性廃棄物と同等の取扱いです。

（2）感染性一般廃棄物

滅菌処理されていない感染性一般廃棄物を処理するには、取り扱う一般廃棄物の種類において「医療廃棄物」の許可が必要です。

ただし、医療廃棄物の許可を得ようとする場合、「感染性一般廃棄物」は指定処理施設で受け入れていないため、「適正に処理できる搬入先」を確保している必要があります。

なお、「特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物を取り扱える場合に限る。）」の許可を受けている業者は、感染性一般廃棄物を取り扱うことができます。（法第14条の4第17項）

2 医療関係機関から排出される廃棄物のうち指定処理施設で受け入れるもの

（1）滅菌処理がされた感染性一般廃棄物

法令等で定められた方法により滅菌処理し、感染のおそれが無くなった一般廃棄物については、指定処理施設で受け入れています。

指定処理施設への持ち込みを行う場合は、医療関係機関が、事前に医療廃棄物排出状況申告書【様式No.28】を所在する区の清掃事務所に提出し、確認を受ける必要があります。

また、委託を受けた一般廃棄物収集運搬業者は、清掃一組へ持込申請をする必要があります。

（2）非感染性一般廃棄物

当初から非感染性の一般廃棄物（例：血液等の付着していない脱脂綿・ガーゼ・包帯・おむつ等）については、「普通ごみ」の許可を受けている業者であれば取り扱うことができ、指定処理施設で受け入れています。

指定処理施設へ持ち込むにあたっては、滅菌処理がされた感染性一般廃棄物と同様、医療関係機

関が、事前に医療廃棄物排出状況申告書【様式No.28】を排出場所が所在する区の清掃事務所に提出して確認を受ける必要があります。

(3) 非医療廃棄物

医療関係機関から排出される廃棄物でも、医療事務等医療行為以外の事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、「普通ごみ」の許可を受けている業者であれば取り扱うことができ、非感染性一般廃棄物同様に、指定処理施設で受け入れています。

ただし、指定処理施設に持ち込むにあたっては、非感染性一般廃棄物と同様に、医療関係機関が、事前に医療廃棄物排出状況申告書【様式No.28】を所在する区の清掃事務所に提出して確認を受ける必要があります。

3 指定処理施設へ持ち込む場合の遵守事項

- (1) 医療関係機関が所在する区の清掃事務所に医療廃棄物排出状況申告書【様式No.28】を提出して、事前に確認を受けていること。
- (2) 委託を受けた一般廃棄物収集運搬業者は、医療関係機関収集届【様式No.26】を、契約締結後 10 日以内に当該区へ提出するとともに、必要に応じ区の立入検査を受けること。
- (3) 医療関係機関に対し、感染性廃棄物、産業廃棄物、一般廃棄物の分別排出を依頼し、収集の際、感染性廃棄物及び産業廃棄物が混入しないように注意すること。

また、滅菌処理したものは「滅菌処理済」と記した緑色のステッカーを、当初から非感染性の一般廃棄物は「非感染性廃棄物」と記した青色のステッカーを貼付するなど感染性廃棄物との区別をし、収集の際にはよく確認して積み込むこと。

4 医療関係機関から排出される紙おむつを指定処理施設へ持ち込む場合

医療関係機関から排出される紙おむつ（当初から非感染性のもの）は、「普通ごみ」の許可を受けている業者であれば取り扱うことができます。

指定処理施設に持ち込むにあたっては、非感染性一般廃棄物と同様に、医療関係機関が、事前に医療廃棄物排出状況申告書【様式No.28】を排出場所が所在する区の清掃事務所に提出して確認を受ける必要があります。なお、持ち込む際は、以下の点について厳守してください。

- (1) 非感染性廃棄物であることが明示されていること。（各区が定めたステッカー（識別シール：青色）を貼付すること。）
 - (2) 汚物が取り除かれていること。
 - (3) 袋の口を密閉し、臭気が外に漏れないようにすること。
- ＊ 医療関係機関以外の事業者（特別養護老人ホーム等）から排出される紙おむつについては、医療廃棄物排出状況申告書を提出する必要はありません。ただし、持ち込む際は、(2)・(3)について厳守してください。

＊ 【様式No.28】は独自の様式を定めている区がありますので、各区にお問い合わせください。

感染症法に規定される感染症に関し、使用後に排出される紙おむつについて、感染性廃棄物の該否の別は下表のとおりです。

〔表〕 感染症ごとの紙おむつの取扱い ×：感染性廃棄物 ○：非感染性廃棄物

感染症法の分類	感 染 症 名	紙おむつの取扱い	備 考
一 類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱	×	
二 類	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体ベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1、H7N9であるものに限る。「特定鳥インフルエンザ」という。）	×	
三 類	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス	×	
四 類	E型肝炎、A型肝炎、炭疽、鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、ボツリヌス症、オムスク出血熱、サル痘、ニバウイルス感染症、鼻疽、ヘンドラウイルス感染症、類鼻疽、レプトスピラ症、重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）	×	
	黄熱、Q熱、狂犬病、マラリア、野兎病、ウエストナイル熱、エキノコックス症、オウム病、回帰熱、キャサヌル森林病、コクシジオイデス症、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、発しんチフス、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、レジオネラ症、ロッキー山紅斑熱、チクングニア熱、ジカウイルス感染症	○	ただし、血液等が付着したものは、感染性廃棄物に該当する。
五 類	クリプトスポリジウム症、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、アメーバ赤痢、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、細菌性髄膜炎（侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症に該当するものを除く。）、ジアルジア症、水痘、先天性風しん症候群、手足口病、突発性発しん、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、無菌性髄膜炎、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎、薬剤耐性アシネトバクター感染症、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	×	
	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、クロイツフェルト・ヤコブ病、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、伝染性紅斑、播種性クリプトコックス症、マイコプラズマ肺炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症	○	ただし、血液等が付着したものは、感染性廃棄物に該当する。
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ	×	
指定感染症	新型コロナウイルス感染症	×	
新感染症		×	

＊感染性廃棄物と非感染性廃棄物とを分別して排出しない場合は、全て感染性廃棄物として取り扱うこと。

＊出典「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成30年3月環境省）」、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（令和2年9月環境省）」

5 医療関係機関収集届

医療関係機関から排出される一般廃棄物（医療廃棄物以外の「普通ごみ」の場合を含む。）を収集・運搬する場合には、清掃協議会に提出する作業場所の増加の変更届のほかに、医療関係機関収集届を医療関係機関との契約締結後 10 日以内に当該区に届けてください。

（１）届出方法等

医療関係機関収集届【様式No.26】を 1 部作成し、収集を開始した医療関係機関等の所在する区へ提出してください。郵送による届出も可能です。

（２）添付書類

- ① 指定処理施設へ持ち込む場合
医療廃棄物排出状況申告書【様式No.28】の写し又は医療廃棄物排出状況変更届【様式No.29】の写し
- ② 指定処理施設以外へ持ち込む場合
 - ア 処理施設との契約書の写し
 - イ 処理施設の一般廃棄物処分業許可証の写し

※ 医療関係機関（P. 21、P. 65「医療関係機関等」参照）への協力

医療関係機関は、一般廃棄物収集運搬業者に委託して指定処理施設へ一般廃棄物を持ち込む場合には、次のような手続きを行うことが必要となっています。

一般廃棄物収集運搬業者は、この手続きにあたり、次の書類の提出に協力することができます。

- ① 医療関係機関は、新たに指定処理施設へ一般廃棄物を持ち込む場合には、当該区の清掃事務所へ医療廃棄物排出状況申告書【様式No.28】を 1 部提出します。
- ② 医療関係機関は、委託する一般廃棄物収集運搬業者を変更した場合には、10 日以内に当該区の清掃事務所へ医療廃棄物排出状況変更届【様式No.29】を 2 部提出します。

* 【様式No.26・28・29】は、独自の様式を定めている区がありますので、各区にお問い合わせください。

（３）医療廃棄物処理実績報告書【様式 No. 27】

医療関係機関等から排出される一般廃棄物を取り扱った場合は、医療廃棄物処理実績報告書を作成してください。各区から提出の要請があった場合、当該区に提出してください。清掃協議会への提出は不要です。

感染性廃棄物の判断フロー図

【STEP 1】(形状)

廃棄物が以下のいずれかに該当する。

- ① 血液、血清、血漿及び体液（精液を含む。以下「血液等」という。）
- ② 病理廃棄物（臓器、組織、皮膚等）*¹
- ③ 病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの*²
- ④ 血液等が付着している鋭利なもの（破損したガラスくず等を含む。）*³

YES

感染性廃棄物

NO

【STEP 2】(排出場所)

感染症病床*⁴、結核病床、手術室、緊急外来室、集中治療室及び検査室において治療・検査等に使用された後、排出されたもの

YES

NO

【STEP 3】(感染症の種類)

- ① 感染症法の一類、二類、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の治療、検査等に使用された後、排出されたもの
- ② 感染症法の四類及び五類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材等（ただし、紙おむつについては特定の感染症に係るもの等に限る。）*⁵

YES

*⁶

NO

非感染性廃棄物

※ 次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

- ・外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
- ・血液等が付着していない鋭利なもの（破損したガラスくず等を含む。）

- *¹ ホルマリン漬臓器等を含む。
- *² 病原微生物に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等
- *³ 医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等
- *⁴ 感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病床
- *⁵ 医療器材（注射針、メス、ガラスくず等）、ディスポーザブルの医療器材（ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液パック、リネン類等）、衛生材料（ガーゼ、脱脂綿等）、紙おむつ、標本（検体標本）等
なお、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、伝染性紅斑、レジオネラ症等の患者の紙おむつ（P. 67「感染症ごとの紙おむつの取扱い」参照）は、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。
- *⁶ 感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等（医師、歯科医師及び獣医師）により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。